

パブリックコメントにおける市民からの意見と対応・考え方

(※意見中の下線は事務局により加筆)

意見①	対応・考え方
<p>条例骨子（案）について</p> <p>全体的に緩い感じなので文章の重複、表現の簡略化。（義務化、強制力、罰則等の条例化は全国的な方向として厳しく策定されている）</p>	<p>本条例は、市民一人ひとりが自転車の安全利用についての理解を深め、交通事故を起こさず、交通事故に遭わないよう心がけていただけるよう、まずは、教育や啓発に力点を置いたものとしています。</p> <p>本条例で罰則を設けることについては、検討会においても議論されましたが、交通安全に關しての罰則は道路交通法で定める規制と重なることから本条例では規定しないこととしたため、規制の強化や罰則の規定を設けておりません。</p>
<p>意見②</p>	
<p>罰則について</p> <p>罰則と刑罰を規定した方がいいと思います。</p>	
意見③	対応・考え方
<p>交通環境の整備</p> <p>3 基本理念に「市その他の主体が安全な交通環境の整備に努めることにより実現されなければなりません」と記載されていますが、<u>自転車</u>が走行できる<u>自転車道</u>や<u>自転車レーン</u>の整備についての条文も必要と思いますので、条文を追加した方がいいと思います。その際、<u>国や県や市が道路を整備する</u>と思われるので、<u>国の責務</u>や<u>県の責務</u>も規定した方がいいと思います。</p>	<p>本条例は、自転車の利用における安全意識を共有し、誰もが他人を思いやり、譲り合うことで安全な交通の確保を実現することを目指しています。自転車利用のための環境（道路）整備などについては、別途策定を予定している条例の中での検討を考えています。いただいたご意見は、今後の参考となるよう条例策定の所管課などの関係課へ申し伝えます。</p> <p>また、市の条例は、「市の事務」に關し制定することができることとされているため、本条例では市の事務として自転車の安全な利用に資する施策を推進するにあたっての国等の連携を市に求めることとし、ご意見の警察等の責務までを規定することは難しいと考えています。</p>
<p>意見④</p>	
<p>警察の責務について</p> <p>警察の責務が記載されていません。</p> <p>行政や学校などが何かをするよりも、警察が徹底的に取り締まりをすれば、危険な運転をする自転車が無くなると思います。</p> <p>警察の責務も記載した方がいいと思います。</p>	

意見⑤	対応・考え方
<p>6 歩行者の責務（全般）</p> <p>6-1 特に自転車歩行者道を通行する際には自転車利用者との通行区分を守り、お互に交通事故防止に配慮すること。（本文の主旨を追記してください。）</p> <p>2 定義</p> <p>(5) 自転車歩行者道 車両制限令（昭和 36 年政令 265 第 2 条第 5 項）を追加、(5)→(6)と送る</p>	<p>ご意見の主旨は、骨子（案）6の1「…交通安全に関する法令を遵守…」に含まれるものと考えているため、修正は行いません。</p> <p>また、上記により、定義についても追加しません。</p>

意見⑥	対応・考え方
<p>7 自転車利用者の責務（全般）</p> <p>「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」兵庫県（平成 27 年 4 月施行では「自転車運転者講習制度」の導入、「自転車保険の加入義務化」の実施（大阪府、滋賀県も施行）</p>	<p>悪質な自転車運転者を対象とする「自転車運転者講習制度」は取締りから講習の実施まで警察権限のなかで実施するよう道路交通法により制度化されたものです。</p> <p>なお、骨子（案）では自転車利用者の責務として法令の遵守を、市の責務として警察との連携や市民に対する交通安全教育等をあげています。</p> <p>「自転車保険」について、その重要性は認識しており、検討会においても損害保険会社の方から意見を聴取するなど議論してきました。本条例では、財産権等を勘案し自転車利用者等に対して自転車損害保険への加入を努力義務に留めていますが、皆さんに重要性を認識していただけるよう、市や自転車小売事業者等が情報提供を行うよう求めています。</p> <p>このため、修正は行いません。</p>

意見⑦	対応・考え方
<p>「命を守る」ための安全の取り組みをより具体的に定義して欲しいです</p> <p>条例骨子（案）では、至る箇所で「安全」について記載がありますが、真の安全とは何か、いまひとつ具体性に欠ける気がします。私は、自転車を利用する者の一人として、自分の命を守れずして他人の命など守れるはずもないと考えます。</p> <p>具体的には自転車に乗るものの最低限度の心がけとして、<u>ヘルメットの着用については是非明記してほしいです</u>。ロードバイクのようにタイヤが細い、ペダルをビンディングで固定するタイプであるなど、横転しやすく、その際にすぐさま足を着けない状況では、事故のとき頭部を強打する恐れが高くなります。プロの自転車選手でさえ、何らかの原因により単独落車で重大な結果を招くことがあるというのに、一般の私たちが頭部の保護を何もしないということは絶対にあってはならないことです。</p> <p>残念ながら、ロードバイクを趣味で乗る方の中でも、ヘルメットを装着していない方を稀に見ることがあります。その他の自転車でも、できる限りヘルメットを装着することで、万が一の事故の際に致命的なケガを避けることができる可能性が高まります。私も山間地の全く人気のない道路で、路面に生えていた「こけ」で滑って落車した際に、ヘルメットは割れ、後頭部から出血もありましたが、幸い軽い脳震とうで済んだ経験があります。都市部でも、車道と歩道の段差やマンホールなど、滑りやすい環境はいくらでもありますし、対人・対車の事故は日常起こり得ます。</p> <p>「12 家庭における交通安全教育等」で、子どもに対してはヘルメット装着の努力を明記しています。その前に、大人自らが見本を示すべきではないでしょうか。<u>ヘルメット装着に関して、人の命を守るという観点で再考願います。</u></p>	<p>ヘルメットの着用については重要ですが、自転車の利用状況や実効性のある規制とすることが困難なことから、本条例では大人も含めたヘルメットの着用は規定していません。</p> <p>本条例では、大人を含めた全ての自転車利用者に第7条（自転車利用者の責務）で道路の交通に関する法令の遵守を求め、まずは基本的なルールの徹底を図ることでしています。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後の自転車の安全な利用に向けた施策の参考となるよう関係課へ申し伝えます。</p>

意見⑧	対応・考え方
<p>8 自転車小売業者の責務（追加）</p> <p>賃貸（レンタル、乗捨等）業者への「自転車保険の加入義務化」「点検、整備の監視制度化」</p>	<p>ご意見の2点について、本条例では自転車利用者となる賃借者に対し努力義務として自転車損害賠償保険の加入等を課しており、また、対象となる賃貸業者等も少ないことから規定の追加は考えておりません。なお、必要に応じ市が行う総合的な施策の一つとして賃貸業者等に対し協力を求めることとなります。</p>

意見⑨	対応・考え方
<p>9 自動車等運転者の責務（一部）</p> <p>9-2 自動車等の運転者は自転車又は歩行者の側方を通過するときは、道路の路肩通行の制限に関する法令を遵守し、安全な間隔を保ち、且つ徐行するよう努めなければなりません。</p>	<p>ご意見の主旨は、骨子（案）9の2に含まれるものと考えているため、修正は行いません。</p>

意見⑩	対応・考え方
<p>10 事業者の責務（全般）</p> <p>事業者は、その事業活動において、その従業員に対する労務管理の一環として、社用自転車、通勤用私用自転車の安全管理の制度化、自転車損害保険の加入義務化 等</p>	<p>本条例で、事業者に努力義務として課す従業員に対する交通安全に関する啓発及び指導には、ご指摘の社用自転車及び通勤用自転車に関するものは含まれていると考えているため、修正は行いません。</p> <p>また、自転車損害保険については「意見⑥に対する対応・考え方を参照ください。</p>

意見⑪	対応・考え方
<p>11 学校等における交通安全教育</p> <p>「学校が、その学生、生徒、児童又は幼児に対し、その発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければなりません。」と記載していますが、中学生や高校生の乱暴な運転や、イヤホンのながら運転がよく見受けられますので、「行うよう努めなければならない。」ではなく「行わないとならない。」と変更した方がいいと思います。</p>	<p>学校等に対し、自発的な交通安全教育を促す目的から努力規定としています。また、その実施を促すために市長は学校等における啓発指導の実施状況について報告を求めることができる規定を設けています。このため、修正は行いません。</p>

意見⑫	対応・考え方
<p>市の責務</p> <p>静岡市内の自転車交通量の多さに驚いていますので、こうした条例を定めることに全面的に賛成します。その一方で、市内を自転車で走るたびに感じるのは、「<u>自転車通行帯の整備不足</u>」と「<u>市民の意識の低さ（高校生だけではありません）</u>」です。歩道に設けられた通行帯を走っていると、交差点の先は車道を走らなければならなかったり、最近できた三角表示の自転車通行場所が途中で切れていたりする箇所があります。これだと、道交法を意識して走っている者も次はどこを走ればよいのか混乱をします。また、歩道を歩行者が横一杯に広がっていて、自転車が通れないため仕方なく車道を走る場合もよく見かけます。<u>市民の皆さんの自転車との共存意識が高まる工夫をしていく必要</u>を感じています。もちろん、学校においても安全教育を更に推進いたしますことを申し添えます。</p>	<p>市民意識に関するご意見は本条例の理念に通じるものであり、本条例の制定は、その理念の実現のための施策へとつながっていきます。</p> <p>また、自転車通行帯に関するご指摘は検討会としても課題であると認識しておりますが、自転車利用のための環境（道路）整備などについては、別途策定を予定している条例の中での検討を考えています。今後進める条例検討や施策の参考となるよう、いただいたご意見は関係課へ伝えてまいります。</p>